

# 山梨県公報

第六百三十二号

令和八年

二月十九日

木曜日

## 目次

### 告示

- 救急病院等の認定……………五九
- 山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………五九
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………六〇
- 道路の区域変更(二件)……………六〇
- 道路の供用開始……………六一
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………六一
- 清算人の退任……………六一
- 選挙管理委員会
- 政治団体の名称等の届出……………六二
- 教育委員会
- 一般競争入札について……………六三
- その他……………六三
- 一般競争入札について……………六五

## 告示

### 山梨県告示第三十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年二月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
----	-----

二 認定期限 令和十一年二月二十二日

石和共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地

### 山梨県告示第四十号

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、この告示の日から適用する。

令和八年二月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1(1)の表を1(2)の表とし、1(1)の表として次の一表を加える。

(1) 産業技術に関する設備及び機器

種別	区分	項目	単位	金額
機械、電子等に係る産業技術に関連するもの	材料試験機器	マイクロビッカース硬さ試験機	1時間	580円
	加工機器	プラスチック射出成形機(30トン)	1時間	2,450円
環境試験機器		包装貨物落下試験機	1時間	1,330円
		振り子式小型部品衝撃試験機	1時間	1,130円
		加速度計測器	1時間	690円

2(1)の表食品に係る産業技術に関連するものの部成分試験の款その他の試験等の項の前に次のように加える。

理化学分析(無機質)	1元素	2,870円(1元素を超える場合は、
------------	-----	--------------------

			1元素増すごとに620円を加算した額)
理化学分析 (有機酸類)	1成分		910円 (1成分を超える場合は、1成分増すごとに180円を加算した額)
理化学分析 (糖類)	1成分		910円 (1成分を超える場合は、1成分増すごとに180円を加算した額)

2(1)の表食品に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款高速液体クロマトグラフによる分析の項の次に次のように加える。

ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析計による分析 (分析条件の検討が不要なもの)	1成分		4,010円 (1成分を超える場合は、1成分増すごとに740円を加算した額)
ヘッドスペースサンプラー付きガスクロマトグラフによる分析 (分析条件の検討が不要なもの)	1成分		3,320円 (1成分を超える場合は、1成分増すごとに740円を加算した額)

			とに740円を加算した額)
液体クロマトグラフ質量分析計による分析 (分析条件の検討が不要なもの)	1成分		5,180円 (1成分を超える場合は、1成分増すごとに740円を加算した額)

2(1)の表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の款の前に次のように加える。

硬度試験	マイクロビッカース硬さ試験	1件	770円
------	---------------	----	------

**山梨県告示第四十一号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和八年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	藤代石和線	笛吹市境川町石橋字内河原二四三四番一地先から 笛吹市境川町石橋字北仲ノ町二〇四番一地先まで

**山梨県告示第四十二号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務

所身延支所において、この告示の日から令和八年三月十二日まで一般の縦覧に供する。  
令和八年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 南アルプス公園線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡身延町粟倉字西沢一八八番地先から	旧	一二・〇	七七・〇
南巨摩郡身延町粟倉字西沢一八九番一地先まで	新	一二・三 四四・七	七七・〇

### 山梨県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年三月十二日まで一般の縦覧に供する。  
令和八年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 南アルプス公園線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡身延町粟倉字五路見沢一四三五番一地先から	旧	一三・八	四四・八
南巨摩郡身延町粟倉字五路見沢一四三五番一地先まで	新	四〇・一 一四・五	四四・八

五五・〇

### 山梨県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和八年三月十二日まで一般の縦覧に供する。  
令和八年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
県道	茅野北杜葦崎線	葦崎市 中田町中條字城山四 五八九番三地先から 葦崎市 藤井町駒井字天神前 五九五番三地先まで	九五・九	令和八年二月二十七日

### 山梨県告示第四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。  
令和八年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和八年二月十三日
- 指定道路の位置 都留市桂町八百十五番四
- 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 指定道路の延長 二七・四七メートル

## 公 告

### ● 清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同

法第十八条第十八項の規定により、解散した平野土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。

令和八年二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

清算人氏名	住所	退任年月日
長田 清猛	南都留郡山中湖村平野二百二十二番地の二	令和七年十二月二十五日
長田 巧	南都留郡山中湖村平野二十四番地	同
長田 元次	南都留郡山中湖村平野千八百九十八番地の二	同

### 選挙管理委員会

#### 山梨県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和八年二月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

政党の支部

名称 中道改革連合山梨県第1区総支部	代表者氏名 中嶋 克 仁	会計責任者氏名 石 井 貴 志	主たる事務所の所在地 甲府市相生一―一―二一	設立年月日 令和八年一月二十日	届出年月日 令和八年一月二十日
	国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体			公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員	

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日	
															赤池誠章後援会				甲府市住吉一―二―七 甲府市中央一―一―一―二F	令和八年一月三十日	令和八年一月三十日
															齊藤こうぶん後援会		齊藤功文 齊藤富貴子			令和八年一月十一日	令和八年一月十一日
															山梨県鍼灸師連盟	石川亮一 深澤栄一	藤森文茂 進藤丈二		令和七年五月十八日	令和八年一月十六日	
															自由民主党山梨県 支部			斐崎市藤井町北下條一六七九―二 斐崎市藤井町北下條一六七九―二	令和七年三月一日	令和八年一月十三日	
															自由民主党早川町支部		中居義正 深澤渡		令和八年一月一日	令和八年一月十三日	
															立憲民主党山梨県第1区総支部	中嶋克仁 小澤雅仁			令和八年一月二十日	令和八年一月二十二日	
															参政党山梨県支部連合会	藤本宗一郎 井関典孝			令和八年一月十九日	令和八年一月十九日	

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
自由民主党山梨県歯科技工士支部	千野秀一	古屋義弘	北杜市大泉町西井出一五―七	令和七年十二月三十一日	令和八年一月十七日
自由民主党山梨県文教振興支部	中込豊秋	中込武文	中央市山之神通団地二―一―二甲信食糧株式会社内	令和七年十二月三十一日	令和八年一月十七日
山梨県宮崎まさお後援会	内藤久夫	有賀善太郎	笛吹市石和町四日市場八〇九―五	令和七年十二月二十六日	令和八年一月十六日

## 教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネー

ブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年二月十九日

山梨県総合教育センター

所長 天野 信一

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 県立学校におけるICT支援員業務委託

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

3 履行期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

4 履行場所 山梨県総合教育センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総合教育センターICT教育支援センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

(五) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和三年山梨県告示第六十

七号)に掲げる契約の種類のうち、「システム開発・保守」又は「コンピューター関連設備保守・管理」に係る競争入札の参加資格を有している者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和八年三月九日(月)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇六一〇八〇一山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地 山梨県総合教育センター情報教育棟三階ICT教育支援センター

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和八年三月九日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和八年三月九日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六9(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和八年三月二十五日(水)午後二時

(二) 場所 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地 山梨県総合教育センター情報教育棟一階情報研修室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 四3に掲げる場所宛てに令和八年三月二十三日(月)午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下

「規則」という。) 第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第百八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第百二十条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 本入札における落札の効果は、令和八年四月一日に令和八年度予算が発効した時において効力を生ずるものとする。

9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総合教育センターICT教育支援センター(電話〇五五―二六二―五五七一(代))

※ Summary

1 Nature and amount of services required: ICT supporter (Technical support for educators)

2 Date and time for tender: 2:00PM March 25, 2026

3 Bureau in charge: Yamanashi Prefectural Education Center, 1456 Narita Misaka Fuefuki Yamanashi 406-0801 Japan TEL 055-262-5571

その他

● 山梨県道路公社公告第九号  
次のとおり一般競争入札を行う。  
令和八年二月十九日

山梨県道路公社理事長 寺 沢 直 樹

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 令和八〜十年 雁坂トンネル有料道路料金徴収業務委託及び監視等業務委託

2 業務場所 山梨市三富川浦地内外

3 業務内容等 料金徴収業務一式及び監視等業務一式 なお、詳細は一般競争入札公告等による。

4 履行期間 令和八年四月一日零時から令和十年四月二十二日二十四時まで

二 入札参加資格申請の受付期間 令和八年二月二十六日(木)から令和八年三月四日(水)までの毎日午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他 詳細は、山梨県道路公社ホームページにより配布する一般競争入札公告及び資料作成要領等による。(URL) <https://tollgate.securesite.jp/wp/>

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番